

千曲市空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存在する空き家を有効活用することにより、市民と都市住民等との交流拡大及び都市住民等の定住促進による地域の活性化を図るため、市が行う空き家情報等の登録、管理、提供等に関する事業（以下「空き家バンク事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が専ら自己の居住の用に供するため市の区域内に所有する居住可能な建物であつて、現に誰も居住していないもの（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。ただし、現に賃貸等の事業の用に供し、又は供しようとしているものを除く。
- (2) 空き家希望者 市内に定住すること又は定期的に滞在すること等を目的として、空き家の利用を希望する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、この要綱以外による空き家に関する通常取引を妨げるものではない。

- 2 市は、空き家の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約並びにこれらに関するトラブルについては、一切これに関与しないものとする。

(市の業務)

第4条 市は次に掲げる業務を行う。

- (1) 売却又は賃貸を希望する空き家の情報を、第10条第2項の登録を受けた空き家希望者へ提供する業務及びこれに付帯する業務
- (2) この要綱による千曲市空き家バンク事業の利用の拡大に関する業務

(媒介の協定)

第5条 市長は、住宅等の物件の売買又は賃貸借の取引の媒介又は代理（以下「媒介」と総称する）を業とする者の組織する団体であつて、空き家に関し、所有者等と空き家希望者との間の交渉を円滑に行うための幅広い知識を有するとともに、この要綱の趣旨に照らして適当と認められるものと、空き家に係る媒介に関する協定を締結するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による協定を締結したときは、速やかに協定を締結した

者（以下「協定締結者」という。）の名称その他必要事項を公表するものとする。

（登録等）

第6条 空き家の売却又は賃貸を希望する物件所有者等（当該空き家に関する所有者その他の権利を有する個人をいう。以下同じ。）は、千曲市空き家バンク利用申込書（様式第1号）に空き家情報登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、物件所有者等は、空き家の売買又は賃貸借について協定締結者を通じた媒介を希望する旨を申し出ることができる。

2 前項の物件所有者等が、当該空き家の所有権を共有する者であるとき又は所有権以外の権利を有する者であるときは、当該空き家について所有権を有する者の同意書を併せて提出するものとする。ただし、共同で申し込むことを妨げない。

3 市長は、第1項の規定による申込みについて、その内容を審査し、適当であると認めるときは、必要な事項を空き家情報登録台帳（以下、「情報登録台帳」という。）に登録するとともに、千曲市空き家バンク登録完了書（様式第3号）により、申込みをした物件所有者等及び協定締結者（第1項後段の場合に限る。）に通知するものとする。

（登録の勧奨）

第7条 市長は、空き家のうち前条第3項の規定による登録をしていないもので、この要綱によることが適当と認めるものについて、当該空き家の物件所有者等に対し、同条の規定による登録を勧めることができる。

（空き家の登録の抹消）

第8条 市長は、情報登録台帳に登録した日から2年を経過した空き家については、登録を抹消することができる。ただし、再度の登録を妨げない。

2 市長は、第6条第3項の規定による登録を受けた物件所有者等（以下「登録物件所有者等」という。）から、権利の移転その他の事由により、千曲市空き家バンク登録取消依頼書（様式第4号）により情報登録台帳の登録取り消しの申出があったときは、登録を抹消するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、事情の変更により情報登録台帳に登録しておくことが適当でないとするに至った空き家については、登録を抹消することができる。この場合において、市長は、直ちに千曲市空き家バンク登録抹消通知書（様式第5号）により、その旨を登録物件所有者等に通知するものとする。

4 市長は、前2項の規定により登録を抹消した空き家が第6条第1項後段の規定により協定締結者等を通した媒介を希望したものであるときは、登録を抹消した旨を協定締結者に通知するものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第9条 登録物件所有者等は、情報登録台帳に登録された事項に変更があったときは、千曲市空き家バンク登録変更届出書(様式第6号)にその変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(情報提供及び利用登録)

第10条 空き家に関する情報提供を受けようとする空き家希望者は、千曲市空き家バンク利用登録申込書(様式第7号)に誓約書(様式第8号)を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みについてその内容を審査し、適当であると認めたときは、空き家バンク利用登録台帳(以下「利用登録台帳」という。)に登録するとともに、千曲市空き家バンク利用登録完了書(様式第9号)により当該空き家希望者に通知するものとする。

(利用の登録抹消)

第11条 市長は、前条第2項の規定による登録を受けた空き家希望者(以下「登録空き家希望者」という。)のうち、登録した日から2年を経過したものについては、登録を抹消することができる。ただし、再度の登録を妨げない。

2 市長は、登録空き家希望者から利用登録台帳における登録取消の申出があったときは、登録を抹消するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、登録空き家希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録台帳における登録を抹消することができる。この場合において、市長は、直ちに千曲市空き家バンク利用登録抹消通知書(様式第10号)により、その旨を登録空き家希望者に通知するものとする。

(1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 申込内容に虚偽があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(空き家情報の公開)

第12条 市長は、第6条第3項の規定により登録した空き家の情報を、市ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第 13 条 登録空き家希望者は、利用登録台帳に登録された事項に変更があったときは、千曲市空き家バンク利用登録変更届書（様式第 11 号）を市長に届け出なければならない。

(交渉の申込み及び通知)

第 14 条 登録空き家希望者が登録した空き家に関する交渉を希望するときは、千曲市空き家バンク物件交渉申込書（様式第 12 号）に必要な書類等を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、市長は、希望に係る空き家の物件所有者等が協定締結者を通じた媒介を希望しているときは、その旨を当該登録空き家希望者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、申込みに係る登録物件所有者等及び協定締結者（同項後段の規定に限る。）にその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた登録物件所有者等（その者が協定締結者を通じた媒介を希望している場合は、その者及び協定締結者の指名した媒介を業とする者）は、速やかに当該登録空き家希望者と交渉し、市長にその交渉内容を報告するものとする。

4 第 6 条第 1 項後段の申し出をした登録物件所有者等は、登録した空き家に関する交渉を希望するときは、市長に通知のうえ、協定締結者に媒介を依頼することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(個人情報の取扱い)

第 15 条 物件所有者等、空き家希望者及びこの要綱により媒介を行う者は、千曲市空き家バンク事業における個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報を紛失、漏えいすることのないよう適正に管理すること。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンク事業について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。